

海外発表促進助成事業 実施要項

平成 25 年 2 月 23 日 制定

平成 30 年 6 月 2 日 改正

1 目的

この要綱は、公益社団法人日本放射線技師会（以下「本会」という。）国際学術交流助成規程第 2 条第 1 項第 3 号に基づき、診療放射線技師養成機関（以下「養成機関」という。）に所属する学生および大学院生（以下「学生等」という。）が海外において開催される学術大会で研究発表を行うことを奨励し、海外の養成機関に所属する学生との交流の推進を図ることを目的とする。

2 対象

養成機関に所属する学生等のうち、ISRRT、AACRTおよびECRにおいて研究発表をする者を対象とする。ただし、診療放射線技師免許を取得している者については本会の会員に限る。

3 助成する人数

助成する人数は毎年 10 名以内とする。

4 助成額

助成額は学術大会参加費相当額とする。

5 助成の申請

申請を希望する者は、対象となる学術大会に演題登録をしたうえで、指定された期日までに申請書および履歴書を本会事務局まで提出しなければならない。

6 選考

選考は同規程第 4 条に定める委員会において実施し、選考結果の発表は内定又は不採択の旨を通知することによって行う。内定の場合、本会指定の承諾書

を送付した後に正式決定となる。

7 助成の中止

助成申請を行った者が渡航を中止したとき、もしくは演題が不採択されたときには、直ちに報告し、助成の全額を返還しなければならない。

8 問い合わせ先

公益社団法人日本診療放射線技師会 国際担当係

TEL 03-4226-2211

[照会フォーム](#)



9 改廃

本要項の改廃は委員会において審議し、理事会の議決によるものとする。

付則

- 1 この要項は平成25年2月23日より施行する。
- 2 この要項は平成30年6月2日より施行する。